

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項	地縁による団体の法人化の認可	市民協働推進課

1 地縁による団体の法人格の認可は、既に集会施設等の不動産又は不動産に関する権利を保有している団体若しくは近々保有する予定のある団体で、次の(1)から、(4)の全ての要件を満たすものに対して行なわれる。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行なうこととして、現にその活動を行なっていると認められること。
- (2) その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有する全ての個人は構成員になることができるものとし、区域内の住民基本台帳人口の過半数が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。